

南空知地域公共交通計画（素案）に対する住民意見提出手続の意見募集要領

令和6年（2024年）2月7日

1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づき、南空知地域公共交通活性化協議会（事務局：北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課）が作成した「南空知地域公共交通計画（素案）」（以下、「計画素案」という。）に対する住民意見提出手続に関する必要な事項を定め、9市町に在住・在勤する方の多様な意見を反映することを目的とする。

2 計画素案の名称

南空知地域公共交通計画（素案）

3 参考資料の名称

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

4 計画素案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課のホームページへの掲載
(<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/minamipubcom.html>)
※夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町のホームページからのリンクも設定
- (2) 以下の場所での閲覧
 - ア 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課
(岩見沢市8条西5丁目空知総合振興局内)
 - イ 夕張市地域振興課、岩見沢市企画室、美唄市生活環境課、三笠市市民生活課、南幌町まちづくり課、由仁町地域活性課、長沼町都市整備課、栗山町経営企画課及び月形町企画振興課

5 意見等を提出できる方

- ・夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町に在住の方
- ・上記以外で、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町に在勤する方

6 意見等の募集期間

令和6年（2024年）2月16日（金）～令和6年（2024年）3月15日（金）

7 意見等の提出方法及び提出先

意見提出にあたっての様式は、別紙の「南空知地域公共交通計画（素案）に対する意見提出様式」によるものとします。なお、様式に記載の事項（住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等の連絡先、ご意見内容）が示されていれば、任意様式も可とします。

- (1) 郵便の場合 ※募集期間の最終日の消印有効とします。
〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
空知総合振興局地域創生部地域政策課内
南空知地域公共交通活性化協議会事務局
- (2) ファクシミリの場合 0126-25-8144
- (3) 電子メールの場合 sorachi.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp

8 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年3月以降に意見募集結果を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「4 計画素案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

9 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、祝日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (5) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

【問い合わせ先】

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課
電話0126-20-0036